

「鹿島港洋上風力発電事業 環境影響評価準備書」
に対する環境大臣意見

本事業は、株式会社ウィンド・パワー・エナジーが、茨城県鹿嶋市及び神栖市沖の海域において、最大で出力 159,600kW の風力発電所を設置するものである。

今日の地球温暖化の危機的状況において、「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月22日閣議決定）では、「2050年カーボンニュートラルを実現するために、再生可能エネルギーについて、主力電源として最優先の原則の下で最大限の導入に取り組む」こととしている。そのため風力発電を含む再生可能エネルギーの最大限の導入を進めるに当たっては、適切なコミュニケーションの確保や環境配慮、関係法令の遵守等を通じた地域との共生を進めていくことが必要である。

一方、茨城県では、鹿島港湾地区を再生可能エネルギーの新たな供給拠点とすることを目的として、港湾法（昭和25年法律第218号）に基づき、平成24年5月に鹿島港湾区域の一部変更を行い、鹿島港南海浜地区に洋上風力発電設備の導入を想定した「再生可能エネルギー源を利活用する区域」を位置付け、当該区域の一部において、平成29年3月に港湾法に基づき「鹿島港港湾区域での洋上風力発電施設の設置・運営に関する公募占用計画」を公募し、平成29年7月に本事業者が占用予定者として選定されている。また、鹿島港は「港湾法の一部を改正する法律（令和2年2月）」に基づき、令和2年9月に洋上風力発電設備の基地港湾に指定され、基地港湾に必要な整備が進められているところである。

さらに、本事業の対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が稼働しており、本事業においては累積的な影響を考慮した環境影響評価を実施している。

加えて、環境影響評価の選定項目に係る予測の不確実性が大きい場合等においては、環境への影響が著しいものとなるおそれがあるときには事後調査を行うこととされているが、洋上風力発電事業は、国内での事例や環境影響評価手続の実績が少ないことから、事後調査を十分に実施し、本事業による環境影響を適切に把握することが重要である。特に、本事業においては、その点を踏まえ複数の項目について事後調査を実施することとしている。

以上を踏まえ、本事業の実施に当たっては、以下の措置を適切に講ずるとともに、その旨を評価書に記載すること。

1. 総論

事業実施に当たっては、以下の取組を行うこと。

（1）事後調査について

ア. 事後調査を適切に実施すること。また、その結果を踏まえ、必要に応じて、追加的な環境保全措置を講ずること。

イ. 上記の追加的な環境保全措置の具体化に当たっては、これまでの調査結果、

最新の知見及び専門家等の助言を踏まえて、措置の内容が十分なものとなるよう客観的かつ科学的に検討すること。

- ウ．事後調査により本事業による環境影響を分析し、判明した環境の状況に応じて講ずる環境保全措置について、検討の過程、内容、効果及び不確実性の程度について報告書として取りまとめ、公表すること。

(2) 累積的な影響について

対象事業実施区域の周辺では、他の事業者による複数の風力発電所が稼働中又は環境影響評価手続中であることから、可能な限り事業者間で調整し、必要な情報を共有することで、累積的な影響を考慮した事業計画とすること。

2. 各論

○ 鳥類に対する影響

対象事業実施区域及びその周辺では、ウミネコやマガモ等の海域の鳥類や「環境省レッドリスト2020」（令和2年3月環境省）で絶滅危惧ⅠB類に分類されているヒメウの飛翔が確認されている。

このため、本事業の実施による鳥類への影響を回避又は極力低減する観点から、以下の措置を講ずること。

- (1) 鳥類の風力発電設備への衝突や移動経路の阻害等に係る環境影響評価の予測には大きな不確実性を伴うことから、鳥類に係る事後調査については、風車稼働時における鳥類の状況を確認する定点調査を行うとともに、最新の知見や専門家等の助言を踏まえ、本事業による影響が適切に把握できるよう検討を行うこと。また、その結果を評価書に記載し、事後調査を適切に実施すること。
- (2) 事後調査の結果、多数の鳥類の衝突が確認される等、鳥類に対する重大な影響が認められた場合は、専門家等からの助言を踏まえて、バードストライクの発生状況等を確認する調査の拡充を図ること。さらに、ブレード塗装やシール貼付等の鳥類からの視認性を高める措置、稼働調整等の追加的な環境保全措置を講ずること。